建設業許可・経営事項審査電子申請の Q&A

Q1:電子申請システムのシステム名称は?

A 1

正式には、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」で、略して「建設業許可等電子申請システム」や「JCIP」(ジェイシップ)と呼ばれています。

Q2:電子申請システムは三重県が運用しているのか。

A2

国土交通省が所有しており、三重県はこのシステムを利用して三重県知事許可の電子申請等を受け付けます。

Q3:パソコンやスマートフォンで使えるのか。

A 3

国土交通省が所有しており、三重県はこのシステムを利用して三重県知事許可の電子申請等を受け付けます。

動作の対応しているものとしては、OS が Windows8.1、10、11 のパソコンで、ブラウザが Microsoft Edge、Google Chrome に対応し、PDF 閲覧ソフトがインストールされていることが必要です。スマートフォンには対応していません。

Q4:紙媒体でも申請できるにも関わらず、電子申請で行うメリットは。

A4

以下のようなメリットがあります。

①会社・自宅からインターネットで申請

会社や自宅のパソコンから、インターネットで申請・届出書類を作成し、申請・届出ができますので、行政庁への訪庁や郵送での申請・届出が不要になります。 ※従前通り、紙媒体による申請も受け付けます。

②データ連携により書類の取得・添付が不要

法務省(登記事項証明書)、国税庁(納税情報)等とのデータ連携により、当該書類の取得や添付が不要になります。

※令和5年1月からのデータ連携は、上記に加え技術者資格情報等になります。

- ※デジタル庁が提供する認証サービス「GビズID」のID取得が必要となります。
- ※一部の手続きについては、データ連携は行えません。
- ③外部データの取込、前回申請データの再利用 外部のアプリケーション等で作成したデータの取込や前回申請したデータを 利用した申請書類の作成ができますので、入力の手間が省けます。
- ④エラーチェック、自動計算 システムによるエラーチェックや自動計算を行いますので、申請書類の作成に 係る手間が省け、作成誤りがなくなります。

Q5:電子申請システムのアドレスを知りたい。

A 5

https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001

Q6:建設業許可申請・各種変更届は、すべて電子申請が可能となるのか

A 6

原則として可能ですが、下記の場合は電子ではなく紙による申請をお願いします。

- ○有効期限まで30日を切っている更新申請
- ○認可申請
- ○廃業届(許可取得した以外の者(清算人、破産管財人、個人事業主の相続人等) が行う場合のみ)

※申請のうち「特定建設業」から「一般建設業」への変更にかかるものについては、電子申請システムで対応できない場合があります。(変更の申請を行う際は、事前に主たる営業所の所在地の市町を所管している建設事務所へお問い合わせください。)

Q7:建設業許可申請・更新や経営事項審査の申請は、全て電子申請でないとできなくなるのか。

A 7

従来どおりの紙媒体での受付けも行います。

電子申請システムでの申請でないと受け付けなくなるわけではありません。 電子申請システムは、申請の他に、変更届、廃業届にも対応します。 また、建設業の認可申請については、紙媒体のみの受付となります Q8:通常の申請(紙媒体)では3部提出が必要だが、電子申請システムでの申請はどうなるのか。

A8

電子申請システムでの申請の場合は、画面からの入力と添付ファイルのみとなります。様式関係のほとんどは画面入力となります。

登記事項証明書や登記されていないことの証明書、健康保険証の写しなどの書類は PDF で添付していただくことになります。

控えが必要な場合は、一式をダウンロードしていただくか、印刷していただく ことになります。

Q9:国のパンフレットを見ていると、電子申請に対して「許可通知は電子交付 について行政庁により対応が異なる」とあるが、三重県はどう対応するのか。

A 9

従前と同じく紙媒体での交付です。

なお、紙による申請書控えが必要な場合は、ご自身で JCIP から印刷を行ってください。

Q10:電子申請システムで申請したが、電話で問合せをしたい。どこの事務所 へ連絡するのか。

A 1 0

電子申請システムで申請、届出をした場合は、主たる営業所の所在地の市町を 所管している建設事務所に自動的に振り分けてシステムで各事務所に届きます。 該当する所管の建設事務所へ連絡願います。

なお、システム操作に関する問合せについては、ヘルプデスク(0570-033-730) へ連絡願います。

Q11:電子申請システムで申請する際の手数料の納付はどうなるのか。

A 1 1

申請者が電子申請システムで申請した後、三重県が納付指示をシステム上で通知しますので、申請者は納付指示の金額を納付してください。

指示があるまでは納付しないようにしてください。

三重県知事許可業者の電子申請についての納付は、インターネットを通した 対応のみとなります。 具体的には、Pay-easy のマルチペイメントネットワークを用い、申請者は電子申請システムの画面から収納代行業者の支払いサイトに遷移し、金融機関選択後に当該金融機関のインターネットバンキングサービスで納付します。

※対応金融機関のネットバンキングの契約があることが前提となります。

納付がなされると、所管建設事務所はシステムを通して納付済となったこと を確認できるようになります。

三重県が委託する収納代行業者に対応している金融機関は、百五銀行、三十三銀行、ゆうちょ銀行などのインターネットバンクです。

この収納代行業者と対応するインターネットバンクについては、HP「建設業のための広場」で案内していますのでご確認ください。

また、建設業許可申請及び経営事項審査申請に対して、手数料の納付後に審査を始めますが、審査開始後、手数料は返還しませんので注意してください。

Q12:データ連携により書類の取得·添付が一部不要とパンフレットにあるが、 三重県知事許可ではどうなるのか。

A 1 2

三重県知事許可業者について、電子申請システムでの申請で令和 5 年 1 月時 点でのデータ連携による入力が可能なものとして、

- 納税情報(消費税及び地方消費税)
- 経営状況分析結果

があります。

連携するためには、納税情報は、納税時に e-Tax で登録済であり連携時に(法人の場合) ID/PW、(個人事業主の場合) マイナンバーカードライターで読取りマイナンバーカードの電子証明パスワードが必要で、経営状況分析結果は、連携時に認証キーが必要です。(県事業税は令和5年度以降に連携予定のため、現在は連携していません。)

また、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、建設業経理士登録証等についても以下のとおりバックヤード連携が開始されています。

- ・技術検定合格証明書(令和5年1月~)
- ·経営状況分析結果通知書(令和5年1月~)
- · 監理技術者資格者証(令和5年4月~)
- · 監理技術者受講修了証(令和5年4月~)
- 建設業経理士検定試験合格証明書(令和5年4月~)
- ・建設業経理士CPD講習修了証(令和5年4月~) があります。連携時に資格番号の入力が必要です。 これら連携の詳細については操作マニュアルをご覧ください。

なお、これらの連携ができない場合は、PDFファイルで添付することになります。

Q13:電子申請システムで申請しようと思う。パソコンやインターネット環境はあるが、まず何をすればよいだろうか。

A 1 3

第一に、申請のために gBizID(ジービズアイディ)のプライムのアカウントを取得する必要があります。

このアカウントを取得するには、法人及び個人の印鑑証明書と、その印鑑で押印した申請書をgBizID運用センター宛てに郵送する必要があり、登録の審査が原則2週間かかるようです。

従業員等は、gBizID プライムアカウントが作成する「gBizID メンバーアカウント」を利用することで申請等の作業が可能となります。

- **※gBizID** メンバーは **gBizID** プライムの権限により作成され、**gBizID** プライムと従属関係となります。
- ※各プライムアカウントは、従属する gBizID メンバーアカウントを任意 に作成し、従業員等に割り当てて申請を行わせることができます。
- 詳しくは、gBizIDのホームページをご覧ください。

また、JCIP トップページに「G ビズ ID を作成」ボタンがありますので、そこから作成することもできます。

第二に、申請の手数料をインターネットを通して納付していただく必要があるため、申請者自身がインターネットバンクと契約しておく必要があります。

対応するインターネットバンクについては三重県のホームページで案内します。

Q14:行政書士として申請を頼まれているが、電子申請する際の注意点は。

A 1 4

第一に、代理申請のやり方について次の三つの注意点があります。

- ・申請者と行政書士でそれぞれ gBizID の取得が必要
- ・gBiz システムで、申請者が委任申請し、代理人は承認することが必要
- ・電子申請システムで、代理人が委任状を作成し、申請者は承認することが必要

これで代理申請ができるようになります。詳しくは gBizID のホームページ や、国土交通省の電子申請システムのホームページをご覧ください。

申請、届出の画面から、代理申請、届出ができるようになります。

ただし、申請については審査終了後、届出については受付完了後、修正できなくなります。

申請者への完了報告に使用したい場合には予め印刷するかダウンロードして ください。

また、委任内容については、申請書作成のみや個別の手続単位での委任には対 応していません。

第二に手数料の納付についてです。 gBizID に紐づくので、代理人からの支払いとなります。

Q15:電子申請システムでの申請、届出の分は、閲覧室で閲覧できるのか?

A15

電子申請システムで申請、届出を行い、審査済、受理済となったものについて、インターネットで閲覧が可能になるまで(本人申請・届出:令和5年4月13日までに申請、届出。代理人申請・届出:令和5年6月1日)は、印刷したものを三重県庁建設業課の閲覧室で閲覧に供しますが、前述した日以降は申請、届出をしたものについては、閲覧室に来なくともインターネットで閲覧できるようになります。(建設業許可閲覧システム)

また、閲覧室には、インターネットによる閲覧を行うためのパソコンを用意しておりますので、利用される方は建設業課の担当職員にお声掛けください(使用方法及び検索方法についてもその際に説明させていただきます。)

Q16:建設業許可閲覧システムはどのようにして利用するのでしょうか?

A 1 6

国土交通省より以下のとおりマニュアルが作成されていますのでご確認ください。

[1] JCIP 電子閲覧システム

https://prod-internet.jcip.mlit.go.jp/Client/

[2]国土交通省 JCIP 電子閲覧システム操作マニュアル掲載ページホーム>>政策・仕事>>土地・不動産・建設業 >>建設産業・不動産業>>建設業許可・経営事項審査電子申請システム

Q17:申請書類の入力、作成する際の注意点はあるか。

A 1 7

第一に作成年月日について、この日付は、申請者が任意で入力できるようになっていますが、原則、申請、届出をする日と同じでお願いします。

第二に、修正について、申請、届出の入力、添付ファイルは行政庁による修正ができませんので、補正の指示があった場合には、必ず申請者が修正、添付ファイルの差替をしてください。

第三に、電子ファイルで添付するものは PDF ファイルで添付することが必要で、添付すると、項目毎にシステムで自動的にファイル名を付与されます。

また、技術者名簿など多数のファイルを添付する場合には、複数の PDF ファイルと複数の画像ファイル(jpeg、gif、png、bmp、tiff)を 1 単位としてアップロードして PDF ファイルに結合する機能があります。

その他、入力、作成の際の注意点については操作マニュアルをご覧ください。

Q18:国のパンフレットでは、「エラーチェックや自動計算で手間が省ける」 とあるがどのようなものがあるか。

A 1 8

エラーチェックについては、例えば許可申請画面で経営管理者を記載する様式に入力をし忘れた場合や、許可更新の業種入力画面で許可のない業種を選択した場合などに、エラーが出て、申請、届出に進めないようになっています。項目によってはワーニング(警告)が出るものもあります。

自動計算については、工事経歴書の合計や財務諸表の合計が自動で計算されます。項目によっては、その数字を修正できるものもあります。

入力の手間を省くものについては、

- (1)基本情報画面の様式一覧で、必須書類の漏れがないか確認できるようになっている(様式の入力や、ファイルの添付がないと、その書類の行で「OK」と表示されない)。
- (2) 前回が電子申請の場合、申請書や、財務諸表、経審の技術者情報などについて、情報を引用できる機能があります。

ただし、これらの詳細は操作マニュアルをご覧ください。

Q19:申請者欄に役職(代表取締役等)が表示されないが、どうすればよいか。

A 1 9

JCIP では申請者の役職名は表示されない仕様となっていますので、そのままで問題ありません。

なお、紙申請の場合は、従来通り、役職名を記載していただきますようお願い いたします。

Q20:建設業許可の手引きには申請者の欄には、主たる営業所の住所を記載することとなっているが、GビスIDに登録している住所と主たる営業所の所在地が異なる場合、電子申請ではGビズIDに登録した所在地でよいのか。

A20

システムの仕様上、やむを得ないため、電子申請システムにおいては G ビズ ID に登録した所在地で申請可能とします。

なお、紙申請については、従来どおり、主たる営業所の所在地を記載してください。

Q21:事業年度終了届出書の提出後、誤りに気付き、修正したい場合はどうするのか。

A 2 1

JCIP では、事業年度終了届出書の提出後、修正の届出は対応しておりません。 そのため、紙により届出していただくか、建設事務所に届出確認取消を依頼し、 再度届出を行ってください。